

# 一般社団法人横浜市歯科医師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜市歯科医師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本歯科医師会、神奈川県歯科医師会及び横浜市内の各行政区の歯科医師会との連携のもと、公衆衛生及び口腔保健医療の普及向上と歯科医学の発展を図り、もって地域保健医療と介護福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会での公衆衛生並びに歯科保健医療及び介護福祉の普及啓発に関すること
- (2) 歯科医療従事者の倫理・資質向上に関すること
- (3) 歯科医療従事者の生涯研修に関すること
- (4) 歯科保健医療センターの運営管理に関すること
- (5) 歯科医業の向上に関すること
- (6) 会員の福祉に関すること
- (7) 市民及び会員への広報活動に関すること
- (8) 医療従事者の無料職業紹介に関すること
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(事業区域)

第5条 本会の事業区域は、横浜市とする。

## 第3章 会員

(会員)

第6条 本会は次の会員をおく。

- (1) 正会員
  - (2) 準会員
- 2 前項の会員の資格は一人いずれか一個とし、重複して取得することはできない。
- 3 会員の種別等は、定款施行規則で定める。

(正会員の資格の取得)

第7条 前条の正会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者で、かつ、本会が承認した、横浜市の各行政区を区域とする歯科医師会（以下「地区歯科医師会」という。）の会員のうち、本会の目的及び事業に賛同した者とする。

2 正会員は、申込み手続きを経て本会が認める神奈川県歯科医師会の会員であるものとする。

(正会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

- (5) 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

2 正会員は、本会の行事、研修会等に出席し、協力し、または意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、または購入することができる。

#### （準会員）

第9条 準会員は、前条第1項に定める権利を、代議員と同様に本会に行使することができる。

2 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、本会主催の研修会等に出席し、その学術研究を発表し、または本会の会誌及び刊行物を受け取ることができる。但し、理事会の承認があれば前条第2項に定める正会員の権能の一部を行使することができる。

3 理事会は前項の承認を行った場合、該当する地区歯科医師会に通知するものとする。

4 準会員の資格の取得等必要な事項は、定款施行規則で定める。

#### （入会）

第10条 本会に入会しようとする者は、入会申請書を本会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### （入会金及び会費等）

第11条 会員は、代議員会が定めるところにより、入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

2 30年以上本会会員であって満75歳に達した会員については、会員の申し出により次年度以降の会費を、理事会の決議により免除することができる。

#### （退会）

第12条 会員が退会しようとするときは、退会届を本会会長に提出することによりいつでも退会できる。

#### （正会員の資格喪失）

第13条 地区歯科医師会の会員（本会の正会員として認める会員）たる資格を喪った者は、当該地区歯科医師会の通知があったときから本会の正会員たる資格を失うものとする。

#### （除名）

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の3分の2以上の決議に基づき除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 歯科医師としての品位を汚したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し除名の決議を行う代議員会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、代議員会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の規定により会員を除名したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

#### （会員の資格喪失）

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費及び負担金を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(6) 総代議員が同意したとき

2 前項第4号により資格喪失した者が、6ヵ月以内にその未払い金を支払ったときは、理事会の承認を経て、会員の資格を復するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

#### 第4章 代議員

(代議員)

第17条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

2 代議員は、横浜市行政区を単位とした正会員20人の中から1名の割合をもって選出されるものとする。10人以上の端数には、1名の代議員を割り当てる。なお、正会員20人未満の行政区には、1名を割り当てるものとする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は別に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員の選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。但し、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まないものとする。

7 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2名以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の代議員)につき2名以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初の7月1日から2年間とする。

(代議員の資格の喪失)

第18条 代議員会は正当な事由があると認められる場合には、総代議員の議決権の3分の2以上の多数の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第13条及び第15条により正会員の資格を失ったとき

(2) 地区歯科医師会の所属を変更したとき

(3) 辞任したとき

(4) 会員種別を準会員に変更したとき

(5) 総代議員の同意があったとき

## 第5章 代議員会

(構成)

第19条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって法人法における社員総会とする。

(種類)

第20条 本会の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(権限)

第21条 代議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任及び解任
  - (3) 会長候補者の選出
  - (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
  - (5) 特別委員会の設置
  - (6) 地区歯科医師会の承認
  - (7) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
  - (8) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (9) 定款の変更
  - (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (11) 解散、残余財産の処分
  - (12) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (13) 神奈川県歯科医師会代議員・予備代議員の選出
  - (14) 理事会において代議員会に付議した事項
  - (15) 前各号に定めるもののほか、代議員会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の代議員会においては、第23条第3項の書面に記載した目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第22条 代議員会は、定時代議員会として毎年度1回6月に開催するほか、臨時代議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員は、会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

3 代議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で、各1名を選出する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(定足数)

第25条 代議員会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第26条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 代議員会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会会長に提出して、他の代議員を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、この場合は、代議員会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。又、代理人となった代議員は1名につき1個までしか代理を受任することはできないものとする。

5 理事会において代議員会に出席しない代議員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、代議員会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項及び第2項の出席した代議員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第28条 理事又は代議員が、代議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第29条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び当日議長の指名した出席代議員2名が前項の議事録に記名押印し、これを本会に保管する。

(代議員会規則)

第30条 代議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、代議員会において定める代議員会規則による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第31条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 33名以上43名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。代表理事以外の理事のうち、14名以上32名以内を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

3 前項の業務執行理事の役職及び人数は次のとおりとする。

- (1) 副会長 2名以上5名以内
- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 4名以上9名以内
- (4) 常任理事 7名以上17名以内

4 役員及び代議員は、互いに他を兼ねることができない。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は代議員会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を会長に選定する方法によることができる。

3 理事会は、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を選定及び解職する。

4 理事及び監事は、正会員の中から選任する。ただし、監事のうち、1人は会員以外の有識者から選任する。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行し、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会が別に定める職務権限規程により、本会の職務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第35条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の終了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事及び監事は、代議員会の決議により解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第37条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、代議員会が別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、代議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第38条 本会の理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することはできない。

2 前項の規定にかかわらず本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

3 本会は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

### (構成)

第39条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

2 前項第3号の会長の選定に当たっては、第21条第1項第3号の決議を参考にすることができる。

### (招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、予め理事会で決めた順位に従い各理事が理事会を招集する。

### (定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事はその提案に異議を述べたときは、その限りではない。

### (議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

### (理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 財産及び会計

### (事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経た上で、代議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は定時代議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、代議員会の決議により変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第51条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

(事務局)

第54条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記を行った日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は藤井達士とする。
- 3 本会の設立の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、平成25年6月の定時代議員会終結のときまでの任期とする。

有馬敬二 小柳光蔵 青山繁 天田力 吉田直人 粕谷寛 撫養勉成  
坂田隆一 松井伸道 伊藤洋一 阿部智彦 高本重行 小篠一雄 土屋重俊  
當房満 高橋信人 綱島裕之 弥郡彰彦 山木哲也 足立武久 大垣敦則  
田代茂樹 米山敏之 伊奈靖浩 岡田春夫 北野道廣 小杉禎久 篠原泰弘  
村田拓也 河野伸二郎 堀元隆司 百瀬秀樹 井澤政紀 佐藤信二

4 本会の設立の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

渡辺宣孝 山口則子 山田尚典

5 この定款の施行後最初の代議員及び補欠の代議員は、第17条と同じ方法で第17条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月末日までに予め行う代議員選挙において最初の代議員及び補欠の代議員として選出された者とし、任期は平成25年6月末日までとする。

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

7 この定款は、平成27年4月1日より施行する。

8 この定款は、平成29年4月1日より施行する。